

令和4年度実地指導における主な指摘事項

令和4年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
指定基準	管理者について	放課後等デイサービス	管理者が事業所の同一敷地外にある施設の施設長を兼務している。	管理者は常勤で、かつ、原則として専ら管理業務に従事する者とする。なお、管理上支障がないものとして他の職務を兼務する場合は、事業所内の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所等の職務にのみ従事できることに留意すること。
指定基準	利用契約書について	就労継続支援B型	サービス提供に当たり、利用申込者から利用申込書を徴しているが、利用契約書を作成していない。	利用者との間で当該サービスの提供に係る契約が成立した時は、利用契約書を作成し、双方で利用契約書を所持すること。
指定基準	内容及び手続の説明及び同意について	短期入所	重要事項説明書に説明者の署名捺印欄がなく、利用申込者に対して説明を行っているか記録により確認できない	当該指定短期入所の提供の開始時においては、当該利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行ったことがわかるよう記録を残すこと。
指定基準	退去時の記録の記載等について	生活介護	利用終了に際し、①利用者受給者証にサービス提供終了日を記載していない、②利用者市町村へ報告していない。	指定生活介護の利用終了に際しては、利用者受給者証へサービス提供終了日を記載するとともに、利用者市町村へ遅滞なく報告すること。
指定基準	サービスの提供の記録	就労継続支援A型	利用者からサービスを提供したことについて確認を受けていない。	利用者に対しサービスを提供した際には、提供日、内容その他必要な事項を記録するとともに、利用者から確認を受けること。

令和4年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
指定基準	訓練等給付費の額にかかる通知について	就労継続支援B型	法定代理受領により市から訓練等給付費の支給を受けた際に、各利用者へ当該訓練等給付費の額を通知していない。	法定代理受領により市から訓練等給付費の支給を受けた場合には、各利用者へ当該訓練等給付費の額を通知すること。
指定基準	サービスの質の評価について	就労継続支援A型	提供するサービスの質の評価を行っていない。	事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うこと。また、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図ること。
指定基準	個別支援計画について	就労継続支援B型	<p>個別支援計画の作成に当たり、一連の業務が適正に行われていない。</p> <p>(1) 個別支援計画の作成にあたり、担当者を招集して行う会議の開催を確認できない。(2) 個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ていることが確認できない。</p> <p>(3) 個別支援計画について、計画作成後少なくとも6か月に1回以上、計画の見直しを行う必要があるが、その見直しを行っていない。また、計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う必要があるが、モニタリングの実施について確認できない。</p>	<p>左記について、サービス管理責任者は、以下の業務を行うこと。</p> <p>(1) 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について、意見を求めること。また、それらを記録しておくこと。</p> <p>(2) 当該個別支援計画の原案の内容について、利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ること。</p> <p>(3) 個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。</p>

令和4年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
指定基準	障害福祉サービス計画の作成等について	施設入所支援	個別支援計画の作成後にサービス担当者会議を開催している。	サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めること。
指定基準	障害福祉サービス計画の作成等について	施設入所支援	計画の見直しについて、7か月以上の間隔が空いている事例が見受けられる。	サービス管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うこととし、左記について過誤調整を行うこと。また、同様の事案がないか5年間にさかのぼり、自主点検を行い、誤って請求していた事案がある場合は過誤調整を行い、自主点検結果及び過誤調整結果について報告すること。
指定基準	個別支援計画の作成等について	生活介護	個別支援計画の作成に係るアセスメントに当たり、サービス提供責任者が利用者との面接を行わずに、担当生活支援員の作成した記録によりアセスメントを実施している。	個別支援計画の作成に関する業務はサービス提供責任者が担当するものであり、サービス提供責任者が利用者に面接を行ってアセスメントを実施するとともに、そのことが分かる記録を残すこと。
指定基準	放課後等デイサービス計画の作成等について	放課後等デイサービス	アセスメント及びモニタリングについて、職員会議録に記述はあるが、個別のケースについて、児童発達支援管理責任者が課題等を把握し、支援内容の検討をしたことが確認できない。	児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成にあたり、継続的なアセスメント及び定期的なモニタリングを行い、その結果を記録すること。

令和4年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
指定基準	勤務体制の確保等について	就労継続支援B型	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。	事業所は、適切な就労の提供を確保する観点から、下記による適切な措置を講ずること。 ①ハラスメント発生防止のための事業者の方針の明確化及び従業者への周知・啓発 ②適切に対応するために必要な相談等体制の整備等
指定基準	衛生管理等について	放課後等デイサービス	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染症等対策委員会」という。）を、おおむね3か月に1回以上の頻度で開催していない。	感染症等対策委員会を定期的（おおむね3か月に1回以上）に開催するとともに感染症等が流行する時期等を勘案して、必要に応じ随時開催すること。また、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ること。
指定基準	身体拘束等の禁止について	就労継続支援A型、B型	身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない。	身体拘束等の適正化を図るため、下記の措置を講じること。 ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、従業者に周知徹底を図ること。 ②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

令和4年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
指定基準	虐待の防止について	就労継続支援B型	虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じていない。	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、 （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹 底を図ること。 （２）従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施すること。 （３）上記（１）及び（２）を適切に実施するための担当 者を配置すること。
指定基準	利用者からの預り金の管理について	施設入所支援	預り金管理規程が定められておらず、利用者又は家族との保管依頼書(契約書)が備えられていない。	あらかじめ預り金管理規程を定め、利用者との保管依頼書(契約書)等の必要な書類を備えること。
指定基準	厚生労働大臣が定める事項の評価等について	就労継続支援A型	厚生労働大臣が定める事項の評価等を行っていない。	おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他事業所の運営状況に関し必要な事項として令和3年厚生労働省告示第88号「厚生労働大臣が定める事項及び評価方法」で定める事項（労働時間、生産活動、多様な働き方、支援力向上のための取組、地域連携活動）について、同告示の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表すること。

令和4年度実地指導における主な指摘事項

区分	監査項目	サービス種別	不適切事例	要改善・是正事項
変更の届出等	業務管理体制の整備に関する届出について	就労継続支援B型	県に対し、業務管理体制の整備に関する届出をしていない。	県障害福祉課に業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること。
報酬	福祉専門職員配置等加算について	生活介護	令和〇年〇月分の請求において、有資格者の割合が100分の35以上でないにもかかわらず福祉専門職員配置等加算（I）を算定している。	左記の報酬について過誤調整すること。なお、これまでの請求において同様の事例がないか、過去5年間にさかのぼり自主点検し、点検の結果、加算要件を満たしていない場合は過誤調整すること。また、自主点検結果及び過誤調整結果について報告すること。
報酬	サービス管理責任者欠如減算について	就労継続支援B型	常勤のサービス管理責任者算が配置されていないにもかかわらず、減算で算定していない期間がある。	左記について、設立時にさかのぼり自主点検を行い、減算該当期間について過誤調整すること。また、点検結果及び過誤調整結果を報告すること。
報酬	個別支援計画未作成減算について	放課後等デイサービス	個別支援計画が6月ごとに作成されていない期間について減算されていない。	左記について過誤調整を行うこと。なお、これまでの請求において、同様の事例がないか、開設時にさかのぼり自主点検を行い、点検の結果、誤って請求していた事例がある場合は同様に過誤調整すること。また、自主点検結果及び過誤調整結果について報告すること。